事業系ごみの適正処理について

● 排出事業者の責務について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。」と定められています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項)

さらに、「事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保などに関し国及び地方公 共団体の施策に協力しなければならない。」と定められています。

※ 事業所のごみは、町のごみステーションへ出すことはできません!!

もし、町のごみステーションへ出した場合、「不法投棄」となります。

罰則として、① 個人に対しては、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の 罰金またはその両方の罰」

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第1項)

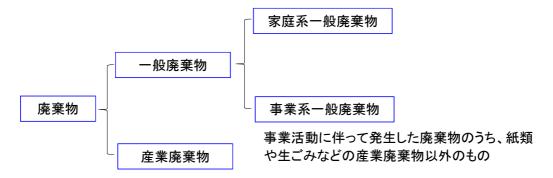
② 法人に対しては、「3億円以下の罰金」

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第32条第1項)

● 市、または町の施設で処理できる事業系のごみは、「一般廃棄物」だけです。

都城市の一般廃棄物処理施設である「クリーンセンター」および「リサイクルプラザ」、 三股町の「一般廃棄物最終処分場」では、<u>「一般廃棄物」のみを処理しており、「産業廃棄</u> 物」は処理できませんので、「産業廃棄物」については、適正に処理をしてください。

※ 産業廃棄物については、宮崎県産業廃棄物協会(0985-26-6881)へ お問い合わせください。



事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、プラスチック類、 金属類、がれき類など法令で定められた20種類の廃棄物

事業系ごみの「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の分類例

- ※ 資源化可能なものについては、積極的に「リサイクル」をお願いします。
- ※ なお、資源回収業者によっては、引取可能な資源物の種類が異なる場合がありますので、引取りを依頼する資源回収業者や委託先の一般廃棄物収集運搬許可業者へ確認してください。

資源回収業者や委託先の一般廃棄物収集運搬許可業者へリサイクル依頼するもの 古紙 新聞、雑誌、ダンボール など 業 都城市クリーンセンターへ搬入できるもの 系 紙くず 新聞、雑誌、ダンボール など 般 木くず 剪定枝、木製品(机、椅子など) など 廃 棄 繊維くず 畳(スタイロ畳除く)など 物 生ごみ 食品の食べ残しくず、調理残渣 など ※食品製造業の生ごみは除く ※ 業種によっては、産業廃棄物になる場合があります。

	なく「産業廃棄物」に該当するもの			
廃プラスチック類	プラスチック製品、発泡スチロール、ビニール製品、ラップ など			
金属くず	スチール製品(机、椅子、ロッカーなど)、一斗缶、はさみ、アルミホイル な			
ガラスくず	コップなどのガラス類、花びん、蛍光灯、電球 など			
陶磁器くず	茶碗などの陶磁器、植木鉢 など			
コンクリートくず	コンクリートくず など			
・燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃 物を処分するために処理したもので、上記の「産業廃棄物」に該当しないもの				
※ パレットを含む貨物の積みつけのために使用した梱包用の木材は、業種に関係なく「産業廃物」となります。				
● 特定の業種	 において「産業廃棄物」に該当するもの			
紙くず	・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)、パルプ、紙または紙加工は造業、新聞業、製本業、印刷業 など			
紙くず	造業、新聞業、製本業、印刷業 など			
	・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)、製材業、木製品製造業、人			
木くず	造業、新聞業、製本業、印刷業 など ・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)、製材業、木製品製造業、プ製造業、家具製造業、物品賃貸業 など ・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)、繊維工業(製糸業、紡績			
木くず 繊維くず 動植物性残渣	造業、新聞業、製本業、印刷業 など ・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)、製材業、木製品製造業、プ製造業、家具製造業、物品賃貸業 など ・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)、繊維工業(製糸業、紡績を送っただし、衣服の繊維製品製造業を除く) など			

※ この表は、「一般廃棄物」、「産業廃棄物」のすべてを示したものではありません。

● 一般廃棄物収集運搬許可業者

事業系一般廃棄物の収集・運搬は、三股町から許可を受けている下記の業者へ委託してく ださい。 (無許可業者への委託は、違法となりますので、ご注意ください。)

なお、収集運搬料金は、業者によって異なりますので、**ご注意ください。**) なお、収集運搬料金は、業者によって異なりますので、業者へ直接ご確認をお願いします。

No.	許可業者名	電話
1	(有)南九州環境	0986-51-2300
2	㈱なかいし	0986-52-5111
3	(公社)三股町シルバー人材センター	0986-52-7150
4	㈱都城北諸地区清掃公社	0986-38-0234
5	(株)エコロ	0986-27-5225
6	(株)山﨑紙源センター	0986-23-5731
7	光産業예	0986-57-3778

※ 産業廃棄物収集・運搬の許可が無いのは、(公社)三股町シルバー人材センターのみです。

● 家電リサイクル対象商品引取場所

家電4品目【 テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・エアコン・洗濯機(衣類乾燥機) 】

- ※ 家電4品目は、家電量販店または下記の指定引取業者へ引き取ってもらってください。
- ※ 有料となります。

No.	指定引取業者名	指定引取場所	電話
1	太信鉄源㈱都城支店	都城市都北町5082番地1	0986-47-1631
2	㈱博運社都城営業所	都城市高城町大井手2050番地8	0986-58-4799